NO. 7
1:10,000小縮尺地図

亀 山 市 全 図

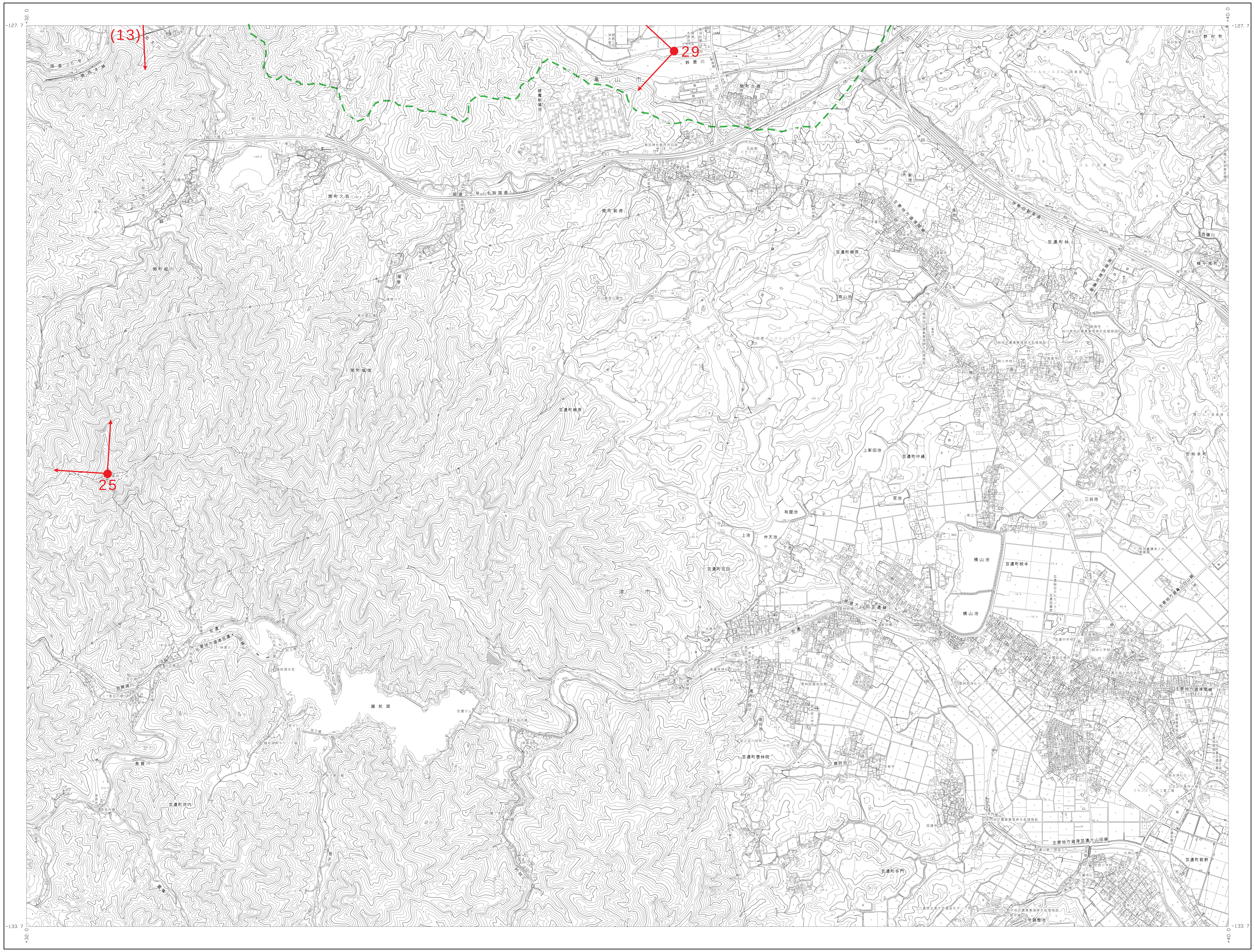

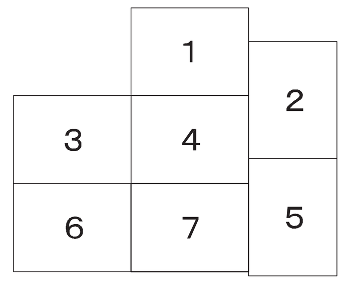

平成14年国土交通省告示第九号の規定による
第Ⅵ座標系（世界測地系に準拠）
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は2．0キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は10メートル

平成21年作成　　1．平成21年2月　縮小編纂

1:10,000

0　100　500　1000m

「この地図は、デジタルマッピング法により作成した1／2500
共有デジタル地図（平19　部公　第58号）のデータを縮小編纂したものである。」

この地図は三重県自治会館組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2006三重県共有デジタル地図
（数値地形図縮図10，000）」を使用し、調整したものである。（承認番号：三自治第63号）

計画機関　三重県自治会館組合

作業機関名　共有デジタル地図
共同整備業務共同企業体

NO. 7

- 点の視点場と方向
- 線の視点場（東海道）
- 標高制限地区
- 近景保全地区
- 中景保全地区